

わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調達要項を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 6 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史

わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、大会役員、視察員、報道員その他の関係者に斡旋し、または支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関・関係団体（守山市で開催する競技の競技団体、施設の管理者、国スポ開催のために市実行委員会が委託した業務の受託者等およびその他市実行委員会が必要と認める者。以下同じ。）の協力を得て、国スポ参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達は、市実行委員会があらかじめ必要数を把握した上で、調達数、調達先、配送時間等に関し、必要な事項を開催日ごとに定める。

4 弁当の種類および対象者

弁当の種類および対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 斡旋弁当

選手、監督、視察員および報道員（以下「選手等」という。）のうち、弁当を希望する者を対象に斡旋する弁当をいう。

(2) 支給弁当

公益財団法人日本スポーツ協会が定めた国民体育大会開催基準要項に定める大会役員および競技会役員、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定めた第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針に定める競技役員、競技補助員、競技会役員および競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象に支給する弁当をいう。

5 調達期間

選手等については国スポ開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については国スポ業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

県実行委員会が定めたわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ弁当調達要項に準ずる。

- 7 弁当調製施設（弁当の提供を希望する事業者等をいう。以下同じ。）の指定
弁当調製施設の指定については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 弁当調製施設として指定を希望する者（以下「希望者」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調製施設申込書（別記様式第 1 号）を市実行委員会に提出するものとする。
- (2) 市実行委員会は、前号の規定により提出された申請を別表に定める基準に基づき、審査を行い指定する。
- (3) 市実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調製施設指定書（別記様式第 2 号）により、希望者に通知する。

- 8 弁当調製施設の指定の変更または取消

市実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調製施設指定変更・取消書（別記様式第 3 号）により指定を変更または取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の関係法令に基づく改善命令および指導に速やかに従わないとき。
- (2) 前号の規定に基づく許可の取り消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
- (3) 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- (4) 前項第 3 号により指定された者から変更または取消しの申し出があったとき。
- (5) その他、市実行委員会が不相当と認めたとき。

- 9 弁当の引換え

調達した弁当の引換えについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市実行委員会は、第 4 項に定める斡旋または支給弁当の弁当引換所を競技会場ごとに設置する。
- (2) 市実行委員会は、前号の弁当引換所を設置するにあたり、衛生上の安全確保に配慮し、適正な運営を行わなければならない。

- 10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和 6 年 9 月 6 日から施行する。